(目的)

第1 医療的ケア児者及び重症心身障がい児者(以下「医療的ケア児等」という。)の直系血族、傍系血族、配偶者、直系血属の配偶者、傍系血属の配偶者(以下「介護者」という。)が新型コロナウイルス感染症に感染し、代わって介護ができる者がなく、緊急に支援を必要とする医療的ケア児等(以下「特定医療的ケア児等」という。)が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第8項に規定する短期入所を利用することにより、安心して生活できる環境を確保するため、指定短期入所事業所(短期入所に係る指定障害福祉サービス(障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。)を行う事業所をいう。以下同じ。)を運営する者が同事業所において、特定医療的ケア児等を受け入れる場合に要する経費等に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則(昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。)及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

- 第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 医療的ケア児者 日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条第2項に規定する障害児をいう。以下同じ。)又は障がい者(障害者総合支援法第4条第1項に規定する障害者をいう。以下同じ。)であって、日常生活を営むために必要な医療の内容が次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 人工呼吸器管理
 - イ 気管内挿管又は気管切開
 - ウ 鼻咽頭エアウェイ
 - 工 酸素吸入
 - オ たん吸引
 - カ ネブライザー
 - キ 中心静脈栄養
 - ク 経管栄養(経鼻・胃ろうを含む)又は全介助における経口摂取
 - ケ 腸ろう又は腸管栄養
 - コ 人工透析
 - サ 定期導尿
 - シ 人工肛門
 - ス 前各号に掲げるものに類するものとして知事が認めるもの
 - (2) 重症心身障がい児者 重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している障がい児又は 障がい者 (医療的ケア児者を除く。)をいう。
 - (3) 短期入所事業所医療機器整備事業 補助事業者が、指定短期入所事業所において特定医療的ケア児等を受け入れる体制を整備するために、医療機器を整備する事業をいう。
 - (4) 短期入所事業所感染防止設備等整備事業 補助事業者が、指定短期入所事業所において特定医療的ケア児等を受け入れる体制を整備するために、感染防止設備等を整備する事業をいう。
 - (5) オンライン面会体制支援事業 補助事業者が、指定短期入所事業所において特定医療的ケア

児等を受け入れた場合におけるオンライン面会体制を整備するために、電子端末及び円滑な通信環境を整備する事業をいう。

- (6) 医療的ケア児等緊急時搬送支援事業 補助事業者が、指定短期入所事業所又は病院(医療法(昭和25年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院をいう。以下同じ。)に特定医療的ケア児等の受入を依頼する場合に、特定医療的ケア児の介護者が患者搬送事業者(当該事業所の所在地を管轄する消防本部の長の認定を受けた者に限る。以下同じ。)に緊急搬送を依頼する事業をいう。
- (7) 医療的ケア児等短期入所事業所受入事業 補助事業者が、指定短期入所事業所において看護職員、介護職員等の確保や感染防止対策を講じた上で、特定医療的ケア児等を受け入れる事業をいう。

(補助金の交付の対象及び補助率)

- 第3 第2第3号から第5号及び第7号に規定する事業における補助事業者は、岩手県内で特定医療的 ケア児等の受入れを行う指定短期入所事業所を運営する者とする。
- 2 第2第6号に規定する事業における補助事業者は、岩手県内に居住する特定医療的ケア児の介護者とする。
- 3 この補助金の基準額、交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助額は、別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。

(補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第4 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、補助額に影響のない事業内容の変更とする。

(申請の取下期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起 算して15日以内とする。

(財産の処分の制限及び管理)

- 第6 規則第19条第1項に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める年数のとおりとする。
- 2 規則第19条第1項第2号及び第3号に規定する知事が指定するものは、1件当たりの取得価格が50 万円以上のものとする。
- 3 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、事業完了後においても 善良な管理者の注意をもって管理するとともに、この補助金の交付の目的に従ってその効果的な運用 を図らなければならない。

(立入検査等)

第7 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(書類の整備等)

第8 補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了 の日の属する年度の翌年度から起算して5年間(当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財 産に係る処分の制限期間が5年を超える場合にあっては当該処分の制限期間)これを保存しなければ ならない。

(消費税等仕入控除税額に係る報告等)

- 第9 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率(当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率のことをいう。)を乗じて得た額をいう。以下同じ。)が明らかではないため、消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに消費税等仕入控除税額報告書(様式第6号)により知事に報告しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合は、当該報告による知事の補助金 の返還の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第10 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第3のとおりとする。

(補則)

第11 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

附則

- この要綱は、令和2年11月17日から施行し、同年9月8日以後の事業について適用する。 附 則
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和3年7月30日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和3年9月30日から施行する。

別表第1 (第3関係)

事業名	補助対象経費	基準額	補助額
短期入所事業所医	特定医療的ケア児等の受	1事業所当たり 7,000 千円	補助対象経費の実支
療機器整備事業	入れに必要な次に掲げる		出額から寄附金その
	医療機器の整備に要する		他の収入額を控除し
	経費		た額と基準額とを比
	1 レスピレーター		較して少ない方の額
	2 心電計		を補助額とする。ただ
	3 ベッドサイドモニタ		し、1,000 円未満の端
	<u> </u>		数が生じた場合には、
	4 小児用ベッド		これを切り捨てるも
	5 パルスオキシメータ		のとする。
	<u> </u>		
	6 たん吸引器		
	7 その他、知事が必要		
	と認める医療機器		
短期入所事業所感	特定医療的ケア児等の受	1事業所当たり6,135千円。	補助対象経費の実支
染防止設備等整備	入れに必要な次に掲げる	ただし、各感染防止設備等	出額から寄附金その
事業	感染防止設備等の整備に	の整備費の上限額は次に掲	他の収入額を控除し
	要する経費	げるとおりとする。	た額と基準額とを比
	1 初度設備費(設備の	【上限額】	較して少ない方の額
	新設又は増設に伴う初	1 初度設備費	を補助額とする。ただ
	度設備を購入するため	133千円	し、1,000 円未満の端
	に必要な需用費(消耗	2 個人防護具	数が生じた場合には、
	品費) 及び備品購入費)	72千円	これを切り捨てるも
	2 個人防護具	3 簡易陰圧装置	のとする。
	3 簡易陰圧装置	4,320千円	
	4 HEPAフィルター	4 HEPAフィルター付	
	付空気清浄機(陰圧対	空気清浄機	
	応可能なものに限る。)	905 千円	
	5 HEPAフィルター	5 HEPAフィルター付	
	付パーテーション	パーテーション	
	6 衛生用品、消毒経費	205千円	
	等	6 衛生用品、消毒経費等	
		500千円	

医療的ケア児等	特定医療的ケア児等のオ	1事業所当たり475千円。た	補助対象経費の実支
オンライン面会	ンライン面会に必要な次	だし、各感染防止設備等の	出額から寄附金その
体制支援事業	に掲げる電子端末等の整	整備費の上限額は次に掲げ	他の収入額を控除し
	備に要する経費	るとおりとする。	た額と基準額を比較
	1 ノートPC (又はタブ	【上限額】	して少ない方の額を
	レット)	1 ノートPC(又はタブレ	補助額とする。ただ
	2 スタイラスペン	ット)	し、1,000円未満の端
	3 カバーキーボード	213千円	数が生じた場合には
	4 ウイルス対策ソフト	2 スタイラスペン	、これを切り捨てる
	5 モニター	35千円	ものとする。
	6 ワイヤレス受信機	3 カバーキーボード	
	7 HDMI ケーブル	37千円	
	8 無線 LAN アクセスポ	4 ウイルス対策ソフト	
	イント	4千円	
	9 AC アダプタ	5 モニター	
	10 HUB (分配器)	36 千円	
	11 設定費用	6 ワイヤレス受信機	
		12千円	
		7 HDMIケーブル	
		2千円	
		8 無線LANアクセスポイ	
		ント	
		44千円	
		9 ACアダプタ	
		11 千円	
		10 HUB(分配器)	
		10千円	
		11 設定費用	
		71千円	
医療的ケア児等	特定医療的ケア児等の	1回当たり150千円とし、	補助対象経費の実支
緊急時搬送支援	自宅等から受入先への	これにより難い場合は別	出額から寄附金その
事業	救急搬送に係る委託費	に知事が定める額	他の収入額を控除し
			た額と基準額を比較
			して少ない方の額を
			補助額とする。ただ
			し、1,000円未満の端
			数が生じた場合には
			、これを切り捨てる

ものとする。

別表第2(第3関係)

事業名	補助額		
医療的ケア児等短期入所事業所	特定医療的ケア児等の受入れを行った場合、1人1日につき 52		
受入事業	千円		

別表第3 (第10関係)

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出 部数	提出期日
規則第4条の規	1 岩手県医療的ケア児等短期入所事	第1号、第2	1 部	別に定める。
定による書類	業所受入体制整備事業費補助金交付	号		
	申請書			
	2 事業実施計画書	第3号	1 部	
	3 補助金所要額調書	第4号	1 部	
	4 補助金積算內訳書	第5号、第5	1 部	
		号の2、第5		
		号の3、第5		
		号の4	1 部	
	5 収入支出予算(見込)書	第6号	1 部	
	6 整備する医療機器、感染防止設備			
	等に係るカタログ等		1 部	
	7 その他知事が必要と認めるもの			
規則第6条第1	1 岩手県医療的ケア児等短期入所事	第8号、第9	1 部	変更(中止、廃止)
項第1号、第2	業所受入体制整備事業費補助金変更	号		の理由が生じた
号及び第3号の	(中止、廃止) 承認申請書			日から14日以内
規定により承認	2 事業実施計画書	第3号	1 部	
を受ける場合の	3 補助金所要額調書	第4号	1 部	
書類	4 補助金積算內訳書	第5号、第5	1 部	
		号の2、第5		
		号の3		
	5 収入支出予算(見込)書	第6号	1 部	
	6 その他知事が必要と認めるもの		1 部	
規則第13条第1	1 岩手県医療的ケア児等短期入所事	第 10 号	1 部	当該事業を完了
項の規定による	業所受入体制整備事業実績報告書			した日(規則第6
書類	2 補助金所要額精算書	第 11 号	1 部	条第1項第3号
	3 補助金精算内訳書	第 12 号、第	1 部	に規定する事業
		12 号の 2、第		の中止又は廃止
		12 号の 3、第		の承認を受けた
		12 号の 4、第		場合には、当該承
		12 号の 5 、第		認の通知を受理

	12 号の 6	1部	した日) から 30
4 収入支出決算(見込)書	第 13 号	1 部	日以内又は補助
5 岩手県医療的ケア児等短期入所事	第 14 号、第		金の交付決定を
業所受入体制整備事業費補助金請求	15 号		受けた年度の3
書		1 部	月 31 日のいずれ
6 整備した医療機器、感染防止設備			か早い日
等に係る見積書、納品書、請求書、			
領収書及び現況写真		1 部	
7 その他知事が必要と認めるもの			